

# 民生局地域支援部監査結果報告書

## 1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

## 2 監査実施の期間

令和6年1月18日から同年3月27日まで

## 3 監査の対象及び範囲

民生局地域支援部の所管に属する令和5年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

## 4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

## 5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

## 6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 予算の執行に関する事務

専決規程によると、50万円を超える目間流用は財務部長専決事項とされ

ており、事務処理については、各課等で起案し各部長まで決裁を受けた後、財務部財務課へ送付することとされているが、コミュニティセンターにおけるポケットWi-Fi設置に係る通信運搬費の不足額への目間流用について、民生局地域支援部長まで決裁を受けた後、財務部長決裁を受けずに、財務部財務課長決裁により決定していたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（地域コミュニティ支援課）

## （2）収入に関する事務

出納員等領収印取扱規程によると、領収印を使用しなくなったときは、廃棄するものとされ、領収印を廃棄する場合は、その領収印を添えて会計管理者に届け出なければならないとされている。令和5年3月末まで市民生活課において実施していた市民活動サポートセンターに関する事務を地域コミュニティ支援課に移管したことに伴い、市民生活課においては領収印を使用しなくなったが、領収印を引き続き保管しており、領収印を廃棄する場合の会計管理者への届出が行われていなかったため、出納員等領収印取扱規程に基づいた適正な管理に改められたい。

（市民生活課）

## （3）支出に関する事務

非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、非常勤特別職員の月額による報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、翌月15日までに支給することとされているが、池上コミュニティセンター指定管理者選考委員会の出席に係る委員報酬について、令和5年5月26日分の報酬が同年11月15日に支給されていたため、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（衣笠行政センター）

## （4）財産管理に関する事務

ア 公有財産規則によると、部長等は公有財産台帳の副簿を備えておかなければならないとされているが、平成28年度途中に市民安全部危機管理課（当時）から所管換えがあり市民生活課所管の普通財産として管理している土地（日本赤十字社貸付地）の公有財産台帳の副簿において、公有財産台帳価額改定通知書による価額改定（変更）の記載を行っていなかったため、公有財産規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（市民生活課）

イ 公有財産規則に定められた公有財産の使用承認（異なる会計の間、部

等の間又は同一部等内の課等の間において、公有財産の使用を認めること）に係る事務処理が行われずに公有財産が使用されているもの（街路防犯灯 2 灯、道路照明灯 1 灯及び案内看板 1 枚）があったので、必要な措置を行うとともに、今後は、公有財産規則に基づいた適正な管理に改められたい。

（大津行政センター及び浦賀行政センター）